九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

真木和泉関係未刊史料研究 ： 『壬戌癸亥志士口供』（二）

山口，宗之

https://doi.org/10.15017/2235193

出版情報：史淵. 111, pp.141-175, 1974-01-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

真木和泉関係未刊史料研究

――『壬戌癸亥志士口供』(二)――

山口宗之

一

市立久留米図書館内有馬記念文庫には真木和泉関係基礎史料若干点が架蔵されている。その一・二についてはさきに紹介・解説したが[1]、ここでは『壬戌癸亥志士口供』をとりあげる。本史料は「伯爵有馬家文庫、門外不出、永世保存」のラベルのうたれた四冊合本の写本であり、

(一) 文久二戌年二月廿四日廿五日寺社方吟味問答（真木主馬、大鳥居次郎、大鳥居理兵衛妻、真木外記申口書取写）

(二) 戌三月寺社方ニテ真木外記、渕上郁太郎、角照三郎御僉議問答

(三) 真木和泉御僉議問答（文久三年癸亥四月）

(四) 半田門吉、原道太、江頭種八御詮議問答（文久三年癸亥四月）

の四部分からなりたっている。(一)および(二)は文久二年（一八六二）二月一六日和泉が次男菊四郎、門人渕上謙三、吉武助左衛門を伴い蟄居先山梔窩より鹿児島へ脱出してのち、血縁者・門人の多くは久留米藩の拘禁するところとなり、寺社奉行渡辺内膳・番頭吉田図書の訊問を受けたが[2]、その吟味問答の一部である。(三)と(四)は寺田屋の変に失敗してこの年七月久留米に送還・拘禁されていた和泉が、翌文久三年二月四日解囚され久留米におけるしばしの〝自由の期間〟ののち、四月一三日佐幕党＝家老有馬監物一派のまきかえしにあい和泉一党二〇余名ほとんど捕縛されるに至った結果（〝和泉捕り〟）、

和泉（四月二〇、二二、二六日）・半田門吉（四月二八日）・原道太・江頭種八に対しなされた取調応答である。[3] 本論においては㈢㈣について紹介・解説する。

註

（1）小論「真木和泉守関係未刊史料研究――『荘山翁維新前勤王事蹟談話筆記』――」、「同―吉武助左衛門『薩摩日記』――」（『久留米工業高等専門学校研究報告』九、一一）。

（2）山梔窩の門人荘山舎人および下川根三郎、同じく門人淵上郁太郎・謙三兄弟の父祐吉、和泉の弟大鳥居理兵衛の妻琴路の実家（妹壻）大島金吾の四人は和泉の脱出後いくばくもなく縛につき、翌十七日には理兵衛の嗣子次郎（信謹）・和泉の嗣子主馬の二人が寺社奉行渡辺内膳宅に幽閉され、理兵衛の妻琴路も翌十八日に内膳宅に喚問拘禁となった。和泉の弟外記は十七日脱藩上京せんとしたが捕吏の追求が急で進むことができず、十九日帰宅して縛につき、淵上郁太郎・角照三郎（角大鳥居照雄、和泉の門人）の二人は十四日脱藩出発したが十九日前後して長州秋吉台および小倉において捕吏に縛せられて久留米に送られ二十四日ないし三月二日から取調らべを受けることになった（宇高浩『真木和泉守』第一八章）。

（3）本史料は宇高浩『真木和泉守』一七、一八、二三の各章に「引用参考書目」として掲示されているが、後文にのべるごとく収載事実が必ずしも本文の中に生かされていない。

二

文久二年という年は正月に坂下門外の変によって老中安藤信正が失脚して以後、井伊大老にはじまる幕閣権力政治の傾向が大きく後退し、かわって朝廷および外様雄藩のもつ政治的地位が上昇して中央政局の動向を左右するような方向性があらわれ、幕末史が変質を遂げてゆく転機ともなる時であった。久留米藩においては嘉永大獄[1]以来一貫して家老有馬監物が藩政を握っていたが、その基本姿勢は公武合体にあり、したがって和泉ら尊攘派一党は終始弾圧せられる立場にあったのはいうまでもない。しかし前藩主有馬頼永の夫人が島津斉宣の女であったことで薩州藩とのつながりをもっていたことも関係し、中央の情勢いかんによっては尊攘派を利用して中央進出の機会をつなぎとめ、情勢がかわって藩の公武合体策

が有利となれば一転して尊攘派を不用とするという方向に立っていた（道永洋子「幕末・明治初期における久留米藩農兵問題に関する一考察(二)」（『九州史学』四九））。このため寺田屋の変後久留米に拘禁せられていた和泉らは在京尊攘派・長州・津和野両藩関係者の尽力によって文久三年二月四日、弟外記・嗣子主馬・次男菊四郎および渕上謙三・吉武助左衛門ら門弟・同志とともにすべて拘禁解除となり、水田蟄居以来一一年目にして自由の身となった。しかして二月五日・二月二二日の両度藩主頼咸に謁見して薩州藩と連繋して事を挙げる策――薩筑連合――を説いた結果藩命により副使となって次男菊四郎、門人原道太を伴ない三月一二日鹿児島へ使したのである。しかるに監物につらなる正使不破左門〈美作〉との意志の乖離、島津久光以下薩州藩主脳部の不在などのため所期の成果を挙げることができず、同月二八日帰藩した。

あたかもこの間京都においては長州藩を中心とする尊攘派の幕府追及が急となり、三月一一日孝明天皇の賀茂社行幸・攘夷祈願が行なわれ、一八日一〇万石以上の大名に対し一万石一人の割合いで親兵を貢献させることが令せられた。かくして和泉は四月五日頼咸に謁見して藩論を尊攘に一決し、嘉永大獄以来今なお幽囚中である旧天保学連外同志の水野丹後・木村三郎の両名を解放して登用し、有馬監物を要路から斥けることを献言した。頼咸はこれを容れて翌六日和泉を親兵頭取に任じて二一名の親兵選抜を命じ、和泉は志賀兵次郎・本庄叶・早川与一郎・鶴田陶司・田中茂五郎・浅田節三郎・加藤常吉・佐田素一郎・山本実・半田門吉・姉川英蔵・黒岩種吉・江頭種八・酒井伝次郎・原道太・柴山文平・樋口胖四郎・村井多喜弥・荒巻羊三郎・前田九一・渕上郁太郎をえらんだ。その多くは和泉の門人もしくは気脈を通ずる者であったが、八日に田中・浅田・江頭・樋口・前田ら五名を免じ、かわりに真木外記・同菊四郎・角照三郎・大鳥居菅吉・中垣健太郎・渕上謙三の六名が加わった。[2] いっぽう佐田素一郎・加藤常吉ら二九名――その大部分は親兵となった――は監物一派を斥け、水野・木村・馬渕貢らを挙用して藩政の改革を行うことを献言し、ことのなりゆきによっては監物を奸物として斬殺せんとする覚悟のほどを鹿児島から帰藩したばかりの和泉宅をたづねて訴え、これに対して和泉は激発を抑留して五日間の猶予を乞い、前言した四月五日の頼咸への献言となったのである。[3] かくして頼咸は七日監物に謹慎閉門を

命じ、和泉の藩政へのアプローチはいったんは成功した。

しかしあくまで公武合体派路線上の尊王攘夷を藩論としていた大部分の藩士たちにとっては「藩権力を掌握し、久留米藩そのものを尊攘思想具現の足がかりとすること」を希求する和泉の計画は「あまりに急進的であり片寄りすぎ」「藩を危くするものと受けとられ」、頼咸の藩政指導能力の欠如と相まって（道永、前掲論文）和泉の直訴から一週間そこそこの四月一三日監物一派のはげしいまきかえしとなった。和泉の一党二〇余名――外記・主馬・菊四郎・菅吉・鶴田・原・半田・江頭・黒岩・姉川・角・渕上謙三・中垣健太郎・吉武助左衛門・前田・下川根三郎・荘山舎人・宮崎土太郎・山田辰三郎・早川・佐田・柴山・酒井・山本・加藤・荒巻・浅田ら――はすべて捕縛され、久留米尊王党は一掃されてしまった。下級武士の取り立てないし藩政介入を憤慨する藩士層の間に和泉一党を処刑すべしという論がおこったが、折しも中央政局においては長州藩を中心とする尊攘派勢力が支配力をもちつつある現状にかんがみて久留米藩は激発をおさえ、和泉の「退国願」を許容し尊攘派の中から親兵二一名を選抜し上京させることによって事態を収拾しようとはかったのである。

註

（1）嘉永五年（一八五二）五月和泉・稲次因幡・水野丹後・木村三郎らが藩政執行部の人事刷新――守旧派家老有馬監物・天保学連内同志（旧改革派）一派をしりぞけ、外同志のおす馬淵貢・丹後・三郎らの挙用を主張したが成功せず、和泉以下無期禁獄同様の厳罰が下された事件。これにより前藩主頼永により行なわれた弘化改革の成功を希求して活躍した外同志一派は藩政から完全に遠ざけられてしまった。

（2）和泉による親兵選抜に対しては「神官軽輩」ばかりで久留米藩の恥辱であるという批判が監物一派からなされ（宇高浩『真木和泉守』五九三頁）、また中途で入れ替えられた者の中には面目を失い、むしろ脱藩上京せんといきまく者がいたといわれ、監物派の尊攘派弾圧に利用される羽目を招いたとされている。本文「真木和泉御糺議問答」註39参照。

（3）この間のいきさつについては本論史料につぶさにのべられているところである。

三

四月二〇日、藩庁はまず和泉に対して訊問を開始し、二八日半田・原・江頭へと追及が続くのである。藩庁側が問題としたのは四月五日和泉が藩主頼咸に面会して藩論を尊攘一途に決すべく献言したときに幽囚中の水野丹後・木村三郎の両名の藩政への挙用をすすめたこと、守旧派の巨頭有馬監物を要路よりしりぞけるべく画策したこと、和泉の門下生「若者共」の間に監物に対する斬奸計画があったのではないかということ、この者たちとは誰々であり、主唱者は誰であったかということ、であり前後六回にわたってくり返し訊問が続けられた。これに対し和泉は三月二八日薩州藩より帰宅した夜和泉宅に参集した「四拾余人」のなかではじめにきたのは佐田素一郎であると答えたが、そのほかは「一向覚不申」として明言せず、ことに監物斬奸については「左様之勢ひ」があったことはみとめたが、「先唱之人当時承居不申」とつっぱね、中央政局は尊攘派のペースで動いている今の時期にあって久留米藩がこのようなことを長く詮索していることは幕府・朝廷への聞こえもわるく、頼咸の「御不徳」にもあたるゆえ自分一己に責任を負うから今回は深く追及することなくすみやかに片付け三年ぐらいのち改めて吟味するようにしてほしいと答えている（のちに「両三年後の御吟味」の件はうち消し、すみやかに処理すべしと申したのみと答えている。）。このほか親兵頭取たる和泉により四月六日選抜された二一名のうち、同八日五名を減じあらたに六名が加えられたことについて、九日夜佐田・柴山・加藤・村尾・山本（以上、六日親兵となる）・樋口・江頭・前田（以上、八日に親兵を免ぜられる）が来宅し親兵の中に動揺があることを申し立ててきた際、中垣・角・菊四郎（以上、八日親兵となる）も居合わせ、和泉を中心に話し合った結果、あとから親兵に任じられた者は和泉が上京のとき同伴してゆくので、さきに選抜せられた五名はそのまま親兵の列に残しておくよう藩番頭吉田図書（このとき取調べにあたった一人）に和泉が願い出たこと、木村政次郎に対し人材推挙の願い出は「国家之一大事」であるから「嫌疑ニ不及」参加するよう和泉が答えていること、上京出発日が指令される以前に近日上京するとのことばをもらしたのを脱藩の意志ありと疑われたことに対し、「彼是相考

候へ者能々私儀御家中之恨」を受けていることに思い至り、久留米藩〝退国〟[1]の決意を固めていること等の事実を指摘することができる。

つぎに半田門吉・原道太・江頭種八の取調べ応答では人材推挙について尊攘派が㈠馬渕貢を御加判列に㈡水野・木村両人の解囚・登用㈢吉田式衛を参政にという三か条を書取にしたためたこと、水野・木村についてかねてから知っているかという問いに対し、年齢も違い顔も見知らぬことゆえ「どの処か宜敷と申義迚も言葉ニ而ハ不被申」というていどであったが（半田）、「両人衆ハ能人才之様に承」っていたため「宜敷人多キ方御上之御為ニ可相成と心得」人材推挙願い出のグループに参加した（江頭）と答え、下級志士としての意識の限界をみせていること、昨年京都滞留中の監物が和泉らの上京に反対し在京尊攘派により「正議を押付候奸物ニ付斃可申」とされ「他藩もの交り出来不申」といわれたため自分たちが上京して監物の不評判をなおそうと話し合ったこと（半田）、監物に対する斬奸計画があったのではないかという執拗な訊問に対し原と江頭は決して聞いたことはないと否定したが、半田は斬奸の風聞はあったが相談したことはないと答えていること、人材推挙願いに参加した人物二九名については宇高浩『真木和泉守』五九二頁に列挙されているところであるが[2]、原の応答によれば鶴田陶司も加わっていること、等の諸事実があきらかとなった。

以上、久留米藩弘化改革を推進させた明君頼永の早逝後「藩政指導能力の欠除が明確であ」り安政末年には江戸において放蕩ぶりが有名となり心ある家臣をなげかせるほどであった藩主頼咸（道永、前掲論文）のもと家臣団の分裂動揺を強力に統制する必要に迫られた藩首脳部（有馬監物）と、これにはげしく対立する和泉を中心とした尊攘派との間にたたかわされた文久三年四月における藩の主導権をめぐっての政争〝和泉捕り〟に焦点をあて、和泉らの取調べ応答を通していくつかの事実を紹介した。もとより微細な事実の追加にすぎないが、討幕運動の唱始者たる和泉についての基礎史料集『真木和泉守遺文』に脱漏多く、関係史料の蒐集・再整理の必要が急なる折柄、基礎作業の一つとして本論の起草がなされたのである。なお本史料頭首の㈠および㈡も別に発表の予定である。

註

(1) 四月二二日、二度目の取調らべにおいて「当家中一般よりの恨」を受けている自分が久留米に滞留を続ける以上藩内の不調和がつづくであろうから京都関係者および薩長両藩には御懇意向「心安き者」もいるのでこの際「王威も伸、国威も伸、御家中の恨も散じ」るため久留米藩を「退国」し従五位下和泉守として朝廷の直臣たらんと願ったのである。頼成は五月一一日総登城の藩士に対し一三日までに意見を提出するように命じたが議決せず（宇高浩『真木和泉守』六一六頁）、一七日にいたり上京が許された。

(2) 佐田素一郎・加藤常吉・田中茂五郎・浅田節三郎・中村文太・坂垣鉄太郎・本庄叶・木村政次郎・今井半次・山本実・樋口胖四郎・樋口章太郎・樋口剛太郎・村井多喜弥・半田門吉・姉川英蔵・黒岩種吉・江頭種八・永松与兵衛・森免三郎・木原貞亮・吉富兎四郎・井上志摩・松原儀十郎・古賀喜三郎・原道太・酒井伝次郎・荒巻羊三郎・中垣健太郎。

（壬戌癸亥志士口供）

真木和泉御詮議問答　文久三年癸亥四月

四月廿日

真木和泉

一、去ル五日[1]御目通之節監物殿[2]義極々不レ宜、御国之為ニ不ニ相成一候間、若者共申談如何様卒取斗可レ申旨申上候義有レ之、極々不レ宜と申義委細ニ申上候様。

（答）私儀薩州ゟ帰候節者先月廿九日[3]之事ニ而同夜者大分遅相成候得共、御直命を以罷越候ニ付御目付迄引取候儀を同夜主馬[4]を以申達置候処、同夜深更五六人初者両人と申候罷越、監物殿江人物挙用之義願可レ立との義私江相談との事ニ付、多人数相掛どうかうと申被レ成候得者動乱可レ致候ニ付、今暫左様の事ハ不レ致無闇ニ押へ申候。監物殿どこが悪事と私共見候処ハ無ニ御座一候。私儀ハ去年大坂ゟ御同人江愚存書[5]も差送、先日監物殿江面会之節も国家之為御尽ニ相成候様と申候。十分私ゟ者善を勧メ置申候。（補註（答）は原本にないが便宜上入れた。以下同じ）

一、右五六人と申義者誰々ニ候哉。

（答）佐田素一郎[6]義者参居候義見留置候得共外者足軽躰ニ而人当[7]相識不レ申候。当時天下之形勢ニ候得者、人柄流居候者[8]其人柄を挙度と大勢ゟ前件之通願立度旨頻々申立候訳ニ而、人当旦私ゟ挙而申上候義ニハ無二御座一候。

一、監物殿ハ奸ニ付是非共差除不レ申而者不二相成一と申訳之事ニ而ハ無レ之哉。

（答）是非と申義、私義者取留候義無二御座一候。

一、右監物殿之事是非差除候と申者可レ有レ之候。其人当者承知罷在。

（答）ヶ様成天下之形勢ニ候得者人気ニ相掛候義ハ程能御所置を以暫く被二差置一度人当御吟味と相成候而ハ乍レ恐他方江之聞えも宜かる間敷、又上[9]之御不徳ニ相成可レ申訳ニ候得者、此節之義ハ只私壱人ニ罪者きせられ候而、此節者先つ御取畳被レ置、両三年之後ニ御吟味も被二仰付一候様御願申候。

一、此節之義何そ手を広ケたる事ニ者決而不レ致候得共、右唱出し候人々ハ不二相成一而ハ不二相成一候。

（答）誰が唱出し候哉。其義ハ不二相分一候得共、初発参居候ハ素一郎外ニ誰が唱へ候と申義覚不レ申候。

一、都而人数者如何。

（答）四拾余人之内平士已上にも有二御座一又無格打混し而之事ニ而、大勢ニ而人柄揚之義願度との事迄御座候。

一、監物殿ニ押掛候義十五日猶余者出来可レ致と申者何を目当有て申上候哉。

（答）私存念者五日延十日延致候得者何そ事を達し候訳ニ者無二御座一心得を以申上候義ニ御座候。

一、十五日後ニ成候而ハ、何分押付候見込無レ之と申義如何之訳ニ候哉。

（答）如何之訳と申而ハ無二御座一候者共、左様考付見込申上候。

一、原道[10]太抔者随分先掛いたし候生質ニ付、同人ゟ唱出候義ニ者無之哉。

（答）御赦免後者足元踏〆参らねばならぬと私ゟ相示居候ニ付、同人唱出候義ハ無二御座一と心得申候。

一、其方も同意同心に候哉。

（答）私者彼者共存立を打消候位之事ニ御座候。先日御尋之亡命之義、私胸中ニ者毛頭無ニ御座一、且其義ハ私耳ニ入候義も終ニ無ニ御座一候。

弐　度　目

一、段々申出候義相考候者、素一郎之外誰々と申義一向覚不レ申と申出候得共、上ニ申出候義ニ候へ者今少し承知不ニ罷在一訳者有レ之間敷。

（答）先刻申上候通甚はっとしたる事には御座候得共同夜者気解罷在、其上夜中之事ニ候へ者人当何分覚不レ申、全体ヶ様之事ニ成候得者、其人当能見定可レ置筈之処、其儀不行届之段ハ実ニ恐入申候。全体私儀当月五日頃帰り候見込ニ而、留守中ニ申談取斗私耳ニも入不レ申筈之処、私儀先月廿九日見込ゟも早帰候故、同夜には相談と申而参候訳ニ御座候得者、無ニ余義一申上候事ニ而、実者私儀者相談を受迷惑なる事ニ可レ有ニ御座一申候。

一、右之訳ニ候得者監物殿事ハ只心元なくと申訳斗ニ候哉。

（答）聢と訳柄ハ不ニ相糺一候得共四十余人申談監物殿へ直ニ願立ニ罷出、若同盟之内尻引いたし候者有レ之候得者互ニ打果し可レ申と迄申極、人気立たる躰に付、自然及ニ動乱一候義も難レ斗、余程之勢と相見候故、私ゟ押江置右之通申上候訳ニ御座候。

一、右同盟之内ニ監物殿玄関へ参、事を糺候と申出候人当、其方儀主馬義ハ承知罷在候義ニハ無レ之哉。

（答）儀主馬者至而ばっとしたる者ニ御座候得者私ゟも尚更覚申間敷と奉存候。全体当時天下之形勢ニ而ハヶ様成事御吟味筋者永引候得者、百五十里二百里者飛て相聞候得者、其辺御含被レ遊、乍レ恐急速御取捌相成候様奉レ存候。

一、四十余人位に候哉、今少しき人数ニ者無レ之哉。

（答）多いとの咄も御座候得共、私義ハ四十余人と承居申候。

一、四十余人之内面会不レ致者も可レ有レ之。

（答）私儀者右之内六七人ニ逢申候。

一、委敷事ハ誰か存居候哉。

（答）右申上候通、夜分之事ニ而時ニ咄候者誰ニ候哉、聞覚不レ申、素一郎者慥ニ覚居申候得共、二階ニ而面会いたし上り口ニ蹲踞候ニ付、人当存不レ申候。

一、監物殿玄関に詰掛、願通不レ叶時ハ同人を可レ刺と申談居候哉。

（答）左様ニ申居候哉存不レ申候得共左様之勢ひニ御座候。追々私ハ押置候義ニ御座候得者先月末ゟ十三日之事一向私胸ニ者落不レ申事斗ニ御座候。

一、誰そ申談之根を起し候もの可レ有レ之。

（答）私者元誰ゟ先唱致候哉、存不レ申候。

四月廿二日

真木和泉

一、一昨日申出候義得斗（とくと）考見候へ共、何分不二引合一、今少し委敷心得居候義も内端ニ申出候義ニ者無レ之哉。

（答）御尤之義と奉レ存候。私ニおゐても甚ばっとしたる事と相心得候得共、先唱之人当等承居不レ申候。

一、然らハ久敷事ニも無レ之候へハ不審之件々、此方ゟうって見候ハヽ考付候義可レ有レ之、仮令ハ同盟四十余人も有レ之、其内先月廿九日夜其方宅江参り候者素一郎壱人外者不レ存と申候得共、願立之一条五日延十五日延と申聞候義を易々と聞済候義ハ、其方義根元を不レ存位之義ニ而ハ同盟共聞済候訳合ハ有レ之間敷。

（答）私ゟ可様（かよう）申上候義ハ如何敷候得共、右之事柄一旦及二動乱一、其次ニ者可レ及二動乱一と存付候故先之見込もなく五日延十五日延と空々申諭候を聞済候ハ、畢竟彼者共ゟ私信せられ居候義有レ之故、右之通私見込無レ之申聞候を聞済候事と奉レ存候。

一、若日(も)延之義不二聞済一候時者、可レ及二動乱一候処、日延ニ而折合候ニ付而ハ何そ訳可レ有レ之。

（答）前件之通私義人ニ見立られ居又去春亡命連中[14]ハ私弟子同前と心得彼々も私を師範と心得罷在候。同夜ハ俄ニ聞候義ニ付、胸中ニ策も無レ之、只々大変と驚候義ニ付、何歟なしに五日迄日延申聞候処折合申候。

一、一体之根元不二相糺一してハ中々押付られ候道理ハ無レ之訳ニ者無レ之哉。

（答）御尤成事ニ而私義も其通と相心得候得共実以根元不レ存義ニ候得ハ何分致方無二御座一既ニ翌日道太[15]・伝次郎[16]江右様之事ニ加り候なら一応私へ談して上加りそうな事と差詰候ニ付、詑候位之事ニ御座候。

一、右申出候通ニ候得ハ、其方義根元も不二相糺一不二容易一義上江申上候義ハ、不行届甚麁忽之取斗ニ者無レ之哉。全体其方義ハ右体麁忽之取斗等可レ致人才ニ無レ之、此節之義ハ全く申披候存意ニ可レ有レ之。

（答）御尤ニ奉レ存候得共、誠ニ以不行届麁忽之段ハ恐入申候得共、何分不レ存義ハ致方無二御座一、全体六・七人も罷越右之談しを受候ニ人当不レ覚と申而ハ三ツ子之申様成事を申上、不都合千万ニ候得共実以不レ存義、重々恐入申候。

一、素一郎ハ兼而其方心易いたし居候哉。

（答）兼而心易と申義ニハ無二御座一、私義水田江蟄居被二仰付一候時分[17]ハ素一郎幼年[18]ニ而先般御赦免[19]後歓ひニ罷越面会仕、其後私修平方へ[20]罷越候節も面会仕候処、志宜敷人と見受候位之義ニ御座候。

一、六・七人之内ニ姉川英蔵[21]参り候歟ニも覚候段、七郎右ヱ門江[22]申出候。其通ニ候哉。

（答）英蔵も知人ニ者候得共至而疎ニ御座候得ハ、素一郎次ニ居付居候者英蔵ニ而ハ有二御座一間敷と存申上候得共、判然とハ無二御座一候。

一、同夜半田門吉者[23]参り不レ申哉。

（答）門吉ハ参り居不レ申候。

一、柴山文平[24]ハ如何。

（答）文平ハ兼而心易仕居候者ニ候得共、同夜ハ参り不レ申候。

一、右之通六・七人も罷越且不二容易一事柄之談を受候ニ右人当不レ存抔と申出候義、何分実事とハ聞立られず候。其辺甚不審。

（答）御疑ひ御尤ニ而右先唱之人当不レ覚段ハ私義重々不行届恐入申候。

一、此節之御吟味筋ハ速ニ御取斗、程能御取切、両三年之後ニ御吟味ニ相成度と一昨日申出候（小内）如何。

（答）ヶ様成時節、其上針ハ棒ニ申なし候訳ニ候得ハ、此節之様成義幕府又ハ京都抔へ聞候へハ、乍レ恐少将様御不徳ニ可二相成一候得ハ、成丈ケ速ニ御取斗と申上候迄ニ御座候。両三年之後御吟味被二仰付一候様と申腹ハ素ゟ無二御座一候得ハ、左様申上候覚無二御座一候。

一、不二容易一義監物殿を相手ニ取リ願ヶ間敷義ニ有レ之候へハ、いかに当時柄とハ乍レ申物之連続致候迄ニハ不レ仕、約而者不二相成一候。

（答）畢竟私義不二容易一義を御直ニ申上候義、事柄人当を不二相糺一して申上候義ハ恐入申候。

一、其方程之者、根元も不二相糺一上江申上候訳ハ無レ之、兼而含居候義可レ有レ之。

（答）俄ニ事を承転倒仕、申上麁忽之至奉二恐入一候。

一、土台仰出ニ不二相成一様と心得候ハヽ、外ニ可レ言所も可レ有レ之ヲ直ニ上江申上候義、如何心得候哉。

（答）左様之所も不二相弁一上江申上候ハヽ、事故（ことゆえ）なく可レ治と私見込違仕候義ニ御座候。

一、兼而相含居候義有レ之候を、ばっと只今ハ引込ませ候義ニ者無レ之哉。

（答）左様之義ニ者無二御座一、引合ぬ所が私罪ニ御座候。

一、引込ぬ事ニ而罪せらるゝ物ニ無レ之、其方中々転倒いたし候生質ニ無レ之候。

（答）是ハ余リ私事を御最眞被レ仰候得共、夫程之私ニ候得ハ十二年前之事[26]も今日之事ニも無二御座一訳ニ御座候。

一、人才之挙方ハ如何相談致し候哉。

（答）幽囚御赦免夫々御撰用之[27]事を申候。

一、素一郎其夜も対談致居候ハヽ、同人主立居可レ申候。

（答）素一郎義参り居候得共、同人先唱とハ相心得不レ申候。

一、然らハ其方義先唱ニ者無レ之哉。

（答）左様之義ニ者決而無二御座一候。

一、右人才挙之義、若不レ叶時ハ如何と申儀迄も申談候哉。

（答）是ハ是非願取候と申勢ニ付、動乱と見受申候。

一、四十余人江逢居候人当如何。

（答）廿九日夜逢候ハ六人ニ而、外ニ伝次郎[28]・道太[29]・英蔵[30]・門吉[31]ニも逢居候得ハ十人か十人ニ御座候。

一、其方申出候義何分不二引合一、全く疑ひ相立候事而已ニ有レ之、程能申出居候義ニハ無レ之哉。

（答）成程道理を以被二仰聞一御疑念ハ御尤ニ候得共、道理と事実と御座候。一昨日も申上候通、同夜之事ハ気解罷在、其上酒気ハ御座候而、兎角ぼふよふ[32]ニ御座候へハ申上候義事実ニ御座候。

一、当月九日夜佐田素一郎初外ニ罷越、申談いたし候義ハ無レ之哉。

（答）同夜ハ佐田素一郎・柴山文平・加藤常吉[33]・樋口胖四郎[34]・村尾多喜弥[35]・山本実[36]・前田九一[37]・江頭種八罷越[38]、御親兵被二差許一候連中不折合之義申立候[39]ニ付、外ニ中垣倹太郎[40]・角照三郎[41]・二男菊四郎[42]罷在、此三人ハ跡ゟ御親兵被二仰付一候連中ニ付、右三人ゟ御辞退可二申上一候旨申出候処、夫れニ而ハ被二差許一候もの共矢張気済不レ致故、右跡ゟ御親兵被二仰付一候者共ハ私上京之節同道之義可レ願候間、前ニ被二仰付置一候者に矢張御親兵ハ被二仰付一候様ニ相願可レ申旨申談候故、一統折合候ニ付、其義翌十日図書殿[43]江書付を以願立置申候。

弐　度　目

一、先刻相尋候ケ条之内、ヶ様成時勢ニ候得ハ此節之義ハ速ニ御取斗、両三年之後ニ御吟味ニ相成如何と申義、一昨日其方申出候義扣有レ之候。先刻申出候処ニ而ハ、両三年後ニ御吟味ニ相成度と申出候義無レ之旨申出候。其辺如何。

（答）どふ言ものニ可レ有ニ御座一哉、私義ハ両三年之後ニ御吟味ニ相成度と申上候義腹ニ覚不レ申、只速ニ御取斗ニ相成度と申意味を申上候迄ニ御座候。

一、此節之義追々申出候義、何事も甚ばっとしたる事而已ニ而何も不レ覚と斗り申出候得共、九日之夜之事ハ明細ニ覚居候処ニ而ハ、此節吟味之一条而已ハ兎角ばっと申出候訳と被レ存候。夫れ故弥疑ひ相増候。其辺如何。

（答）是ハ不ニ引合一ニハ候得共事実を申上候義、何分致方無ニ御座一候。

一、先月廿九日之夜之事ハ其方ハばっと有レ之候処ニ而ハ、外人当ゟ慥成義申出候者有レ之候ハヽ、其方義ハ覚不レ申候而も外ゟ申出候義を証ニ立候而も其方義申訳有レ之間敷、其辺如何。

（答）外ゟ事実を申出候義ニ候ハヽ其通之義と相心得申候。併私儀不ニ申談一義を申出候得ハ其通りとハ相心得不レ申候。

一、昨日も今日も凡同様之申出方ニ而、右申出候通ニ而ハ不審且疑ひハ離れ不レ申其辺如何。

（答）御尤成事ニ候得共、私儀ハ事実を申上居申候。

一、然らハ此方共聞得居候義、書取ニして相渡可レ置候間、其申答を一々於ニ当所一追而可ニ申出一旨。

（答）奉レ畏候。

一、私儀御願申上度御座候間、口上書ニいたし差上度奉レ存候得共、当時之身柄ニ而ハ其義も出来不レ仕、一昨日ゟも無ニ遠慮一存念ハ申上候様被ニ仰聞一置候ニ付、此御場所ニ而御願申上不レ苦哉不レ弁候得共、御願申上候。其義ハ私儀大良院[44]様御代以来格別蒙ニ御懇命一重畳難レ有仕合奉レ存候。然処私義不束不埒之者ニ付先年水田江蟄居被ニ仰付置一候処、去

二月十七日[45]亡命仕、重罪者ニ候を当二月[46]御赦免直々上京被二仰付一置一候。薩州江之御用も被[47]二仰付一重畳難レ有、天子ゟも御朱印等頂戴罷在[48]候処、当十三日之義を[49]考候得者、我義御家中一般ゟ之恨ニ当候と心得申候。此儘御国許被二差置一候而ハ御家中も不二折合一ニ可レ有二御座一候。退国被二仰付一候様偏奉レ願候。薩州・長州等ニハ心安もの罷在、京都ニ而ハ御懇意向有レ之、何方江罷越候而も外方ゟ屹度御忠精ハ相尽候心得ニ御座候。右候得ハ王威も伸、国威も伸、御家中之恨も散可レ申、左候而私不束なから忠精相尽候際相顕候上ハ御国帰参被二仰付一候ハヽ難レ有仕合奉レ存候。此義宜奉レ願候[50]。

一、即答難レ得斗(ハカリ)相考可レ及二返答一、迚も一両日之内ニ返答と申訳ニハ難レ参候。

四月廿六日

真木和泉

一、先日追々申出候得共、どれも何れ丈ケ之処ニ而ハ何分不二引合一ニ付、既ニケ条書を可レ渡と申聞置候得共、書付ニ而ハ永くもなり候ニ付直ニ御尋候。先月廿九日人柄挙之義其方ニ申入候義、素一郎手前承候得者、同夜幽囚御赦免願之義素一郎ゟ其方江相咄候処、夫れ者宜敷と申たる迄に而、五日日延之義其方ゟ直ニ素一郎へ申聞候義ニ者無レ之、四月朔日ニ門吉・英蔵ゟ五日延之義申聞候趣を以申参候段素一郎者申出候。如何候哉。

（答）成程其晩差留候義ハ左様申上候者、翌日英蔵・門吉罷越候哉。両人江右日延之義申聞之義も可レ有二御座一、是者恐入申候。

一、同夜之事上ニも申上候義、右体ばっとしたる事而已ニ候得者、其方者外ニ大議相考居候義ニ而も可レ有レ之。

（答）是者決而無二御座一候。

一、監物殿江押掛水野丹後・木村三郎御挙用相成候様強而申達候義、早川与一郎ゟ其方江及二相談一候処、五日ニ御目通可二申上一心積ニ付、夫れ迄者相止候様。其訳ハ只今三十人も押掛候者、迚茂面会者有レ之間敷、其内ニ者被二召捕一候様

ニ共相成候者犬死と申ものニ付、一統夫丈(それだけ)張込候者斬奸之方可レ宜、夫も亡命連中ゟ手を出し候而者不レ宜、是ハ足軽躰之者四五人有レ之と其方ゟ申聞候義者相違有レ之間敷。

（答）是者けしからぬ事、左様成義御聞得被レ成居候得者、追々御不審も仰尤ニ御座候。上ニ申上候義と者不ニ引合一、且監物殿江者両度も逢、ヶ様有度と申事ハ十分申上随分御聞入之模様ニ候得者、何志に左様之義与一郎江可ニ申聞一訳者無ニ御座一、於レ私も斬奸なとゝ之事申聞候義決而無ニ御座一候。

一、夫れ故不ニ引合一之義上江申上候義ニ者無レ之哉。

（答）左様之虚言申上候義無ニ御座一候。国典破り候事ニ付、屹度不レ礼而者不ニ相成一と申人有レ之候得共、是ハ尤成事(もつともなる)と存、決而其人を恨ミ候義も無ニ御座一候。

一、与一郎ゟ相談者致候哉。

（答）互ニ人物之咄ニ成候へ者、左様之咄も仕候半共存候得共、聢と相談ト申義者覚不レ申候。

一、四月二日夜板垣鉄太郎(51)方江罷越候義者無レ之哉。

（答）参り申候。

一、同所ニ而及ニ面談一候もの者誰々ニ候哉。

（答）私儀先ニ参居候処、跡ゟ吉田式衛殿(52)・西原湊(53)罷越申候。

一、右両人と何事咄合致候哉。

（答）酒抔給合種々咄もいたし候得共、是と申程之義も覚不レ申、薩州之咄抔いたし候義者覚居申候。尤亭主鉄太郎共ニ四人ニ御座候。

一、三郎・丹後挙之咄(54)者無レ之哉。

（答）其咄者無ニ御座一候。

一、其方江戸屋敷[55]慎中監物殿御寄会往来ニ窓下通行之時分、其方ゟ鉄炮がなと手ニ而煩ニ付候事抔有レ之由、慥ニ承り居候もの有レ之通口外致候義相違有レ之間敷。

（答）慎中者寛成御取斗ニ候得者左様成心得決而無レ之、監物殿者兼而私儀見込居候人ニ候得者、何レニ右体之義可レ致哉。是者全こしらへ共ニ者有ニ御座一間敷哉。

一、打真似致候事共ニ者無レ之哉。

（答）阿蘭陀調練者ヶ様左様と共致見候事ハ御座候。

一、木村政次郎[56]義其方宅に参り申談候ニ者、三郎・丹後御挙用之義外々ゟ申達候ニ付加入候様自身ニ申来候得共、叔父之義に付相断候旨政次郎咄候節、其方ゟ国家之一大事ニ而嫌疑ニ不レ及御推挙有レ之候様申答候由、其通候哉。

（答）是者御座候。尤御推挙有レ之様と者不レ申候得共、左様之事ニ者嫌疑なき方可レ宜と申伺候。

一、両虎相争両虎全き事者出来間敷旨政次郎申し聞候義有レ之由。且政次郎ゟハ監物殿へ面会、自分ハ自分丈ケ之手段有レ之と申答候処、其方ゟ既ニ湊者同腹と申向、仙台萩之芝居も同様、仙台萩之様ニなり候へ者宜候得共、左様ニ者参申間敷と其方ゟ申聞候由、其談合可ニ申出一候。

（答）私者両虎之たとへ者終ニ申候義無ニ御座一、政次郎者私少し続も御座候故、不レ絶参候得共ばっと御座候ニ付、染々（しみじみ）国家之咄共仕候心得ニ者無ニ御座一候。仙台萩之芝居者私者知も不レ致候得ハ左様者不レ申、只芝居之様ニ有レ之と共者申候義可レ有ニ御座一候。監物殿へ人才撰挙を連ゟ先ニ行而可レ申と申様之事ハ申居候。

一、其方ゟ湊も同腹と申候義者申候哉。

（答）聢（しか）と左様ニ申向候義ハ覚不レ申候得共、人才撰挙之事なら同腹ニ而異腹之ものハ無ニ御座一と奉レ存候。

一、四月八日川口恒吉（造カ）[57]其方宅江罷越候節、来ル十□日迄御親兵頭取ニ而致ニ出立一候筈ニ付、殊之外世話敷趣其方ゟ相咄候由。いまた出京日限□仰付前ニ右体出立日限之内決之当リハ亡命□心積顕然ニ者無レ之哉。

（答）恒吉者兼而知る人ニも無レ之候得共、罷越逢度との事ニ付面会仕候処、自分も国家之事ニ説有レ之候ニ付、承安心致度と申而自分申事斗始終申而、狂人之様ニ見受申候。成程十四・五日頃者上京日限可レ被ニ仰付一と相考居候へハ、出立前世話敷と相咄候義者有ニ御座一、全体右恒吉参り候事迄も御耳ニ入、又十三日諸士中ゟ私方取巻ニ成、川向ひ迄出張ニ成り候模様、又子供抔者和泉へ斬ニ参候抔申居候趣ニも承、彼是相考候へ者能々私義御家中之恨ニ当り候義と奉レ存候ニ付、其上者何事も私江罪者きせられ候而、速ニ御取切ニ相成候様偏ニ奉レ願候。

弐　度　目

一、先月廿九日薩州ゟ罷帰候而去ル五日御目通仕候迄者何方江罷越候義も無レ之旨先日申出居候処、去ル二日夜板垣鉄太郎方江罷越候義有レ之候処ニ而ハ、其義者覚違ニ候哉。

（答）是者全く私覚違ひ先日間違之義申上□入申候。

一、当月五日夜門吉・照三郎を素一郎呼ニ遣し候義有レ之、其通候哉。

（答）成程門吉・照三郎を遣し申候処、翌六日素一郎罷越候間、詞立者不レ覚候得共、幽囚御赦免願推参之義十五日迄相待候様申聞候義ニ御座候。

一　右日延之義素一郎承知いたし候哉。

（答）私ゟ申聞候義承知いたし候義と相心得申候。

一、先月廿九日夜素一郎罷越候節、同人江稲之穂之よしあしをたとへ事ニ申たる義可レ有レ之候哉。

（答）稲之たとへ申候覚無ニ御座一、兎角同夜之事ハばっと御座候。素一郎承り居候なら申たる義ニも可レ有ニ御座一歟と奉レ存候。

一、廿九日夜之事、翌日門吉・英蔵江申遣し候。如何之心得ニ而申含候哉。

（答）是者四十余人も弁当持参押寄、動乱と可ニ相成一ト相心得候間、右日延之義御座候。全体廿九日之夜も日延之義

申聞候様ニ斗御座候。

一、門吉・英蔵抔ゟ余程烈敷躰之義承り候哉、其□何。

（答）大勢詰掛其場ニ至り若尻引[58]等可レ致もの□ニ打果可レ致なと申義承、取驚候義ニ御座候。

一、右様存立候もの誰々ニ候哉。

（答）先日も申上候通、先唱之人当何分承付不レ申候。

一、四十余人と申人之人当相糺不レ置義者、兼而其方腹ニ覚有る故ニ可レ有レ之、又右先唱人当門吉・英蔵・素一郎・柴山文平抔ニ者無レ之哉。右同人之外其方察し候処者誰共候哉。

（答）是者何共不レ被ニ申上ニ候へ共、英蔵・門吉者翌日も参り候処ニ而者とふて[59]主立候義と察申候。全体私義周章いたし候より右体之義相生し、何事も私之罪ニ御座候得者、罪者私ニ被レ帰候而速ニ御所置奉レ願候。

一、早川与一郎主立居候義ニ者無レ之ニ哉。

（答）同人ニ者有ニ御座一間敷と奉レ存候。

一、罪状不レ分して罪せらるるものニ者無レ之候。自然斬奸ニ而もいたし候者有レ之、御国丈ケ逃去候者手紙壱封差添、一命者相助可レ申と申義、口外いたし候義可レ有レ之。

（答）其レハ心得かたき事ニ御座候。右様之心得□□□者監物殿江者両度も面会十分申述、又薩州へ参候前日も参り申上候位之事ニ御座候。

一、去ル廿日吟味之節監物殿者どの処が悪ひと申義ハ無レ之と其方者心得候趣申出候。又上江者監物殿極々不レ宜と申上たる処之齟齬如何。

（答）私者悪ひ処者無ニ御座一と相心得候へ共、其外聞極々不レ宜と申候義を上江者申上たる事と相心得居申候。全躰私之心底者兼而御知り被レ遊候御方有ニ御座一候義ニ御座候。

一、心底を御知り被レ成候方と申候者誰々ニ候哉、申出候様。

（答）是者御聞被レ成候而不レ宜、何そ此節之義ニ拘り候義ニ者君臣之礼も御座候得者、此節之義ハ不ニ申上一候。

一、何そ其人申たる迚支へハ有レ之間敷、夫れ者定而上ニ被レ遊ニ御承知一居候と申義に候哉。

（答）左様ニ御座候。

一、木村政次郎者縁も有レ之候と申出、兼而心易くいたし候義ニ候哉。

（答）熟懇と申ニ者無ニ御座一候得共、互ニ参り候節ハ案内なく直ニ勝手ニ通り候位ニ御座候得共、政次郎者ばっとしたる人ニ付、国家ニ拘り候義相咄合等いたし候義無ニ御座一候。已前少しハ読教も致候事御座候得共、不覚之人ニ御座候。

一、本庄叶[60]者心易候哉。

（答）同人幼年之砌ゟ知居候人ニ御座候。先度歎[61]に参り、且薩州ニ参候前夜も参居申候。

一、今井半次[62]者如何。

（答）是も兼而心易き人ニも無ニ御座一、倅共心易候哉。折々私宅江参り、薩州之体、伏見之咄やら懇望ニ而咄抔いたし候義者御座候。外ニ咄合等いたし候義者無ニ御座一候。

（以上）

註

（1）四月五日、和泉が藩主頼咸に面会・献言したことをさす。

（2）久留米藩家老、名は昌長、監物、河内と称し佐幕派の中心人物。明治元（一八六八）年四月没、四七歳。

（3）二八日の誤まりである。

（4）和泉の嗣子、佐忠。水天宮第二三代神官。

(5) 文久二（一九六二）年六月一三日大坂久留米藩邸（森久屋）幽閉中監物に献策したことをいう（上河内大夫書〈『真木和泉守遺文』以下遺文と略称』九一～一〇五頁〉）。
(6) 佐田白茅。二〇歳江戸遊学、林大学頭・羽倉簡堂等に従学、帰藩後前藩主頼永の弟富之丞公子の侍読となり、また藩校明善堂居寮生の長をつとめる。勤王党の一人として活動、文久三（一八六三）年親兵となったが八・一八政変後幽囚、慶応三（一八六七）年放免。以後軍務官判事試補、徴士等歴任、晩年は旧藩主有馬伯爵家の代表者となり、明治四〇（一九〇七）年没七六歳。
(7) 人名の見当といった意味に使われている。
(8) すぐれた人物として評判のある者。
(9) 有馬頼咸。
(10) 原盾雄、久留米藩士。和泉の門人で寺田屋の変に連繋し禁錮。文久三（一八六三）年親兵となるも八・一八政変後長州退去。翌年禁門の変に参加し負傷、自刃。年二七。贈従四位。
(11) ぼんやり、しまらないといった意味。
(12) しりごみ。
(13) 侭の意味である。
(14) 文久二（一八六二）年二月一六日和泉の鹿児島脱出と前後して脱藩亡命した大鳥居管吉・宮崎土太郎・淵上郁太郎・角照三郎・原道太・鶴田陶司・荒巻羊三郎・古賀簡二・中垣健太郎・酒井伝次郎らを指す。
(15) 原道太（前出）。
(16) 酒井伝次郎。名は重威。久留米藩家老有馬正直の臣兵七の子。大橋訥菴に学び長沼流兵学を修む。文久二年脱藩上京し、藩に護送され幽閉。翌年親兵となったが八・一八政変前後中山忠光に従って大和天誅組挙兵に参加、捕えられ、翌元治元年幕吏に殺される。二五歳。贈従五位。
(17) 和泉の水田蟄居は嘉永五（一八五二）年五月一七日より文久二（一八六二）年二月一六日に至る期間である。
(18) 佐田素一郎の二一歳当時であり幼年というほどではない。
(19) 文久三年二月四日和泉およびその一党の赦免をいう。
(20) 佐田修平、名は直道、号は竹水。素一郎の父。樺島石梁門下で昌平黌に学び、藩校明善堂講師、藩主の侍読等をつとめる。慶応元（一八六五）年没六八歳。

(21) 名は行道。久留米藩士、文久三年親兵となり上京、八・一八政変後帰藩幽囚、慶応三年一一月解囚、戊辰役に参謀相談役兼軍監となる。その後三潴郡長、高良大社宮司をつとめ明治三三年八月没六七歳。追贈従五位。

(22) 不明。取調べ掛り役人の一人であろう。

(23) 名は成久、久留米藩士。文久三年親兵となり上京、天誅組挙兵に参加、中山忠光と長州にのがれる。禁門の変に従軍、傷を負い自殺、三一歳。追贈正五位。

(24) 名は富典、屏山と号す。久留米藩士、はやくから和泉一派と交わり和泉の次男菊四郎の学問の師匠。文久三年親兵となる。八・一八政変帰藩後幽閉、慶応三年九月解囚。維新後大阪上等裁判所、宮内省御用掛等に任ぜられ明治一七年没六三歳。

(25) 久留米藩主有馬頼咸。

(26) 嘉永五（一八五二）年いわゆる嘉永大獄に連坐したことをいう。

(27) 嘉永大獄以来なお蟄居中であったもと天保学連外同志の水野丹後・木村三郎の赦免・登用を頼咸にすすめたこと。

(28) 酒井伝次郎（前出）。

(29) 原道太（前出）。

(30) 姉川英蔵（前出）。

(31) 半田門吉（前出）。

(32) 茫洋の意。

(33) 名は任重、久留米藩士。文久三年親兵。元治元年、禁門の変に参加し和泉とともに天王山に自殺、三三歳。追贈正五位。

(34) 名は忠純、御原郡井上村（現、小郡市井上）の大地主・郷士。文久三年親兵、同年一〇月以後慶応三年まで禁獄。維新後藩主有馬家々扶、三潴県出仕、戸長、県会議員を歴任。明治三年、和泉の女小楳を娶り、二男を生む。同一九年没四八歳。

(35) 村井多喜弥。文久三年親兵となる。

(36) 文久三年親兵となり、同年一〇月より慶応三年まで禁獄。維新後京都府、三潴県に出仕、また県会議員となる。明治三六年没、七一歳。

(37) 文久三年親兵。明治四年長州藩脱隊士大楽源太郎のいわゆる久留米藩難事件により投獄中、同六年獄死、三八歳。

(38) 名は国足、久留米藩士。文久三年親兵となり、天誅組挙兵に参加、元治元年京都獄中で殺される。二五才。追贈従五位。

(39) 四月六日和泉が頭取となり志賀兵次郎以下二一名の親兵が選抜されたが、翌々八日そのうち田中茂五郎ら五名を減じ、かわって

真木外記ら六名が加えられた。この点に関し『西海忠士小伝』柴山富典の条には「初親衛兵二十一名ヲ命ス、藩士反対者アリ憤テ曰ク、神官軽輩ヲシテ親衛兵タラシム、我輩ノ恥ナリ、既ニシテ親衛兵五六名ヲ交換ス、除名セラレシ者怒テ曰ク、既ニ命ヲ拝ス、故ナクシテ廃ス、我何ノ面目アリテ人ヲ見ンヤ、寧脱藩上京センノミト、親衛兵中反覆ノ者アリ、之レヲ反対藩士ニ告ク、反対藩士政府ニ迫リ、脱藩者ヲ捕獲シ、若シ抗拒セハ之ヲ討タンコトヲ請フ、依テ此変アリ」とあり(四八頁)、四月一三日の久留米尊王派の一斉逮捕〝和泉捕り〟が親兵選抜の際の紛糾に一因があることを伝えている。

(40) 名は幸雄、久留米藩士。和泉の水田幽囚時門人となる。文久三年親兵となり上京、八・一八政変で帰藩後慶応三年まで幽囚。明治六年没、三七歳。

(41) 角大鳥居照雄。水田天満宮神宮で和泉の門人となる。文久三年親兵となり上京、八・一八政変で帰藩後慶応三年まで幽囚。明治四歳。追贈従五位。

(42) 和泉の第四子だが事実上次男。文久二年の和泉の脱藩鹿児島潜行に同行して以後ほとんど行動をともにする。慶応元年下関で暗殺される。二三歳。追贈従四位。

(43) 久留米藩番頭吉田図書。寺社奉行渡辺内膳とともに和泉らの訊問にあたる。

(44) 久留米第九代藩主有馬頼徳。

(45) 文久二年二月一六日。

(46) 文久三年二月四日和泉以下前年より幽囚中の久留米尊攘派一党赦免される。

(47) 薩州・久留米両藩の連合を藩主頼咸に説き、命を得て三月一二日出発二八日帰着。

(48) 前年文久二年一一月二三日帰国途中の頼咸に対し「幽囚の輩早々赦免、自余正義一致忠誠を尽すべき思召」が伝えられ、解囚の因となったことを指すのであろう(宇高浩『真木和泉守』五六二頁)。

(49) 〝和泉捕り〟をさす。

(50) この文書が和泉のいわゆる「退国願い」である。

(51) 天保学派に属した一人。

(52) 名は博文、通称丹波・武衛、号は藍里、水野丹後(正名)の弟。明治四年藩難事件に連座し鹿児島へ護送の途中没す。四七歳。

(53) 名は種朝、久留米藩士。嘉永五年和泉らとともに藩譴を受け免職となる。文久二年復職したが翌年九月幽囚され慶応三年に至る。維新後久留米藩小参事となり、明治二二年没、八六歳。

(54) 木村三郎・水野丹後の挙用のこと。
(55) 久留米の地名。
(56) 木村三郎の甥で和泉の縁戚でもあるらしいが未詳。
(57) 不明。
(58) しりごみ。
(59) どうせ、の意か。
(60) 本文次の条にあるようにもとは和泉の同志であり四月六日親兵に選抜されたが、親兵選抜前後に監物派からの働きかけにより佐幕党にかわった（宇高浩『真木和泉守』五九四頁）。
(61) 文久三年二月四日赦免せられてのち水天宮の自宅において催した祝宴への出席をいうのであろう。
(62) 三月二八日和泉が薩州より帰宅した夜に真木家へやってきた一行の一人であったが、その後本庄叶らとともに監物派（佐幕党）へかわった人物（『真木和泉守』五九二～四頁）。

半田門吉・原道太・江頭種八御詮議問答　文久三年癸亥四月

四月廿八日
文久三年癸亥年也

半田門吉

一、不レ穏時勢候得者水野丹後・木村三郎御赦免御挙用ニ相成度申談、又監物殿奸物ニ付不ニ容易一取斗可レ致と申談候義可レ有レ之。

（答）水野・木村御赦免之義も願度と申談候義者御座候。初者主(ミ)膳様江御願可ニ申上一申居、後ニハ監物様江可レ願と申居候連中推参仕、飢死いたし候共可ニ願取一との談しいたし、土台者大勢罷出、法を外候義ニ御座候。其外色々評議いたし候義も御座候。

一、色々評議と申義如何之事を評議いたし候哉。

（答）右御赦免願其外御滞京中評判不レ宜義[2]を上案いたし、取直し度抔との事等御座候。

一、京都表之形勢ニ而ハ随分斬奸之取斗と申様成義等申談候位之義ハ可レ有レ之。

（答）左様ニ御座候。当時奸物を暦末と唱候義流行之由。大寒[3]・中寒・小寒と暦末ニ御座候故之由承申候。斬奸之風聞ハ承候得とも、申談候義者無ニ御座一候。

一、斬奸之咄者誰〻承り候と申義、其人当者覚不レ申候。

（答）誰〻承り候と申義、其人当者覚不レ申候。

一、人才挙之願者誰々申談候哉。

（答）以上之衆ハ佐田素一郎殿・加藤常吉殿・田中[4]茂五郎殿・浅田[5]節三郎殿・村井多喜弥殿抔之由。是者あちらニ而被ニ申談一、私共者朋輩十三人申合候者私・姉川英蔵・御先手足軽黒岩種吉[6]・同江頭種八・水屋番小川[7]納八・御先手足軽与頭前田[8]健太郎・同永松[9]与兵衛・同森兎[10]三郎・水野[11]又蔵殿家来木原亭助[12]・御先手足軽吉富[13]兎四郎・津福□[14]人井上志摩・御側足軽松原儀[15]十郎・御先手足軽古賀[16]喜三郎ニ御座候。外ニ亡命連中之内ニハ余程可レ有ニ御座一候。

一、亡命連中之内ニ而ハ誰候哉。

右連中之内ニ而原道太・酒井伝次郎・荒巻[17]羊三郎・中垣倹太郎抔ニ可レ有ニ御座一奉レ存候。

一、和泉者右連中ニ加り居候哉。

（答）加り居不レ申候。右願之義当月朔日頃和泉江相談仕候処、右躰大勢不レ穏義取斗候而ハ不レ宜と差留、五日程相待候様申聞候義も御座候。五日ニ英蔵[18]・私参候処、和泉〻最早追々其都合ニも可ニ相成一候ニ付、推参不レ致様申聞候。

一、初発右人才挙之義存立候者誰々候哉。

（答）私初而承候ハ柴山文平方江佐田素一郎殿同道参候節、幽囚御赦免之咄承り申候。

一、最初斬奸之談合ニ而後ニ推参之願ニ打替候義ニ者無レ之哉。

（答）私心得者素ゟ斬奸致候心得ニ無ニ御座一候得共、最初ニも左様之咄合者不レ仕前文申上候通ニ御座候。

一、右咄者誰ゟ承候哉。

（答）是ハ咄し而已ニ而其人当、且右之事柄取メ候咄ニ者無ニ御座一候。

一、其方連中十三人者何方ニ而申談候哉。

（答）何方と申而所を定メ寄合仕候義ニ無ニ御座一候。

一、其方共連中十三人、素一郎共連中且亡命連中都合四十人程も有レ之由、其通ニ候哉。

（答）士衆ニ而ハ中村文太殿(19)・板垣鉄太郎殿・本庄叶殿・木村政次郎殿・今井半次殿・山本実殿・樋口胖四郎殿・樋口章太郎(20)・樋口剛太郎(21)抔者相覚居、外者当時唱候尖り連中(22)ニ而、凡三十人斗り茂可レ有ニ御座一歟。其内ニ者未承知無レ之分も難レ斗と相察居申候。

一、和泉者斬奸之咄承知致居可レ申哉。

（答）是ハ何分ニ可レ有ニ御座一哉、存申間敷と相心得申候。和泉ハ嫌疑御座候ニ付、願之義ハ不レ咄積ニ候得共、亡命党も御座候事ニ付、不レ咄して成間敷と咄候哉ニ御座候。和泉薩州ゟ帰候晩素一郎殿被レ参候。私ハ翌日参候処、暫く見合候様申聞候。素一郎殿之咄ニ和泉ゟ左様之義不レ致□先つ上書等ニ而百応茂手を尽不レ申而者不ニ相成一と申聞候義者感腹いたし候ニ付、明日上書可レ致と被レ申候。

一、当月朔日和泉宅江罷越候節、願立之義同人へ五日延候様申聞候義、素一郎へ申通候哉。

（答）当月二日素一郎殿私宅江被ニ罷越一候ニ付、和泉ゟ申聞候日延之義噂仕申候。

一、昨年御滞京之節監物殿評判不レ宜義承り候義ハ無レ之哉。

（答）はっと承居申候。和泉・始(23)之上京何方ゟも御沙汰御座候節国法も御座候処容易ニ難ニ取斗一と御答ニ相成候ニ付、正議を押付候奸物ニ付斃可レ申と申ニ相成、君公御発京之節間道御潜行之義も御評判不レ宜、当時上京衆之人才ニ

而ハ他藩もの交り出来不レ申由、是又和泉・初為ニ御登ニも不ニ相成一故、結城筑后守抔者[24]喜多村弥六殿と絶好いたし候と申咄、[25]園田三津次申聞候得共、同人之咄者虚多く不レ被レ信と相心得居申候。

一、和泉差図改候義共者無レ之哉。

（答）佐田江者宜有まい、和泉より申聞、私共江□程張込候なら事はなし可レ申候得共、待候様和泉申聞候迄ニ御無候。

一、三十人も弁当持参ニ而詰掛御願中上、不ニ相整一時ハ御殿江参上御願申上候而も、君公ゟ不ニ相叶一との御沙汰御座候者屠腹仕候共如何様共可レ仕心得ニ御座候。

弐　度　目

一、斬奸之一条今少し委敷承り候義ハ無レ之哉。

（答）於レ私者奸と申趣意不ニ相弁一候故、右之談し等可レ仕訳無ニ御座一候。

一、斬奸之罪状書之場ニ至り夫れ丈ケ之義無レ之故、人才挙願之談ニ移候義ニハ無レ之哉。

（答）成程其疑ひハ御座候。先年之事柄者存不レ申候得共、御相手柄之義故初者主膳様江願立候筈之処、土台を防候人ニ掛候方可レ然との評議仕、監物様江可ニ願出一と申所ニ相決候義ニ御座候。

一、右願立之義聞入ニ不ニ相成一時ハ斬奸と申義ニハ無レ之哉。

（答）其処迄談詰候義ニ者無ニ御座一、監物様御取扱ひ以ニ君公一被ニ願立一若万一御許容無レ之時ハ□様（針カ）ゟ御諫言被レ成候様御勧メ申上、夫れも御聞入無レ之候者御退職可レ被レ成様可ニ申上一と迄申談候義ニ御無候。

一、右斬奸会之咄聞候義者無レ之哉。

（答）私義者晴雲[27]院様御供ニ而当二月廿四日下着仕、其砌[28]安武辺ニ而右之寄会有レ之居候由、見聞方ゟ聞合居候趣承り候義者御座候得共、至而はっとしたる事ニ御座候。外ニ[29]野中辺ニ而も右之寄合有レ之候咄も承り候得共、是も誰ゟ

承り候と申程ニ聢としたる咄ニ者無ニ御座一候。

一、人才挙願之義ハ願書ニ而も相認哉。

（答）是も人々存意違候得者同様ニハ無ニ御座一候得とも、三ケ条書取相認置申候。其趣意ハ貢[30]殿を御加判之列、水[31]野丹後殿・木[32]村三郎殿幽囚を解御挙用、吉田式衛殿を参政之内ニ御用ニ相成候様と申義、惣而志有もの上京被ニ仰付一度なとケ条ニ御座候。

一、右主立候人当誰々ニ候哉。

（答）右十三人之内ニ而ハ私・英蔵抔主立居候者ニ御座候。

一、平士之内ニ者其方共ゟ噂致候哉。

（答）私ゟ者噂不レ仕、素一郎[33]殿・常吉[34]殿ゟ噂ニ相成候義と相心得申候。

一、丹[35]後・三郎者兼而知る人ニ候哉。

（答）年齢も違ひ面を見候義無ニ御座一候得共、人望之帰する処ニ而、どの処か宜敷と申義迚も言葉ニ而ハ不レ被レ申義ニ御座候。京都ゟ之噂ハ三[36]津次ゟ承、同人之言者信用被レ致候得共、大[37]原様江君公[38]御出来四五月迄ニハ御警衛しっかり可レ被レ遊と御申立被レ置候をも、御重役ニ而賄賂を以急ニ御下りニ相成候様被ニ取斗一、君公思召と御重役之処ハ齟齬致居申候。

原　道太

一、其方義不審之節有レ之、去ル十三日支配頭ゟ呼出候処、若津町[39]江罷越居、同所居住高木元且共江身を隠し度旨頼談之上、肥前領大中島江忍居候処ニ而ハ差[41]外候心得ニハ無レ哉。

（答）上京被ニ仰付置一近々出足日限も可レ被ニ仰付一と相考、去ル十二日風[42]浪宮参詣存立、同日ハ途中より船ニ乗り若

津町江罷越、同所江ハ私義以前御役義相勤居候時分相詰居候心得者共ニ御座候ニ付、同夜ハ同町善助方江止宿、翌十三日同町居住高木元旦・善助・文八・喜久次郎(43)同道、風浪宮江参詣、帰りニ久次郎方江立寄酒給、夫〻元旦方江参り酒給居候内、御城下騒キ之様子承り、真木和泉初亡命人ハ御家中衆〻召捕ニ相成候と仰山成咄承り候ニ付、是ハ合点参らぬ、併私義召捕られ候事罪ハ覚不レ申候へ共、自然召捕へられ殺害ニ共逢候へハ残念なる事と存付、両三日いたし候はゝ事柄も可ニ相分一候間、暫潜匿可レ仕と高木元旦江頼談之上、若津町間合・肥前領大中島壱軒家江罷在候処秋(44)山寛太弁盗賊改方下役罷越連帰り候義ニ御座候。右之通肥前領江忍居候処ハ恐入候へ共、差外候心底ハ無ニ御座一候。

一、差外候心底ハ無レ之と申出候へ共、右之通身を忍居候処ニ而ハ可ニ差外一と御不審相立候而も申訳ハ有レ之間敷。

（答）其辺ハ恐入候へ共、差外候心底ハ毛頭無ニ御座一候。

一、十三日御城下之騒キ誰そ為レ知候もの有レ之候哉。

（答）私従弟森下武兵衛と申者若津町江罷越□都合相咄候哉。一躰之様子承知仕候義ニ御座候。

一、監物殿ハ奸物ニ付国家之為ニ不ニ相成一候間斬奸可レ致と談し候義ニハ無レ之哉。

（答）是者曽而覚無ニ御座一候。

一、右之咄承り候義ハ無レ之哉。

（答）斬奸之咄ハ承り候義無ニ御座一候へ共、薩州〻帰り候砌、幽囚御赦免之義号泣して監物様江御願可ニ申上一筈之処、和泉〻忠告致候故連中江も私共ハ相尋申候。

一、右願之訳ハ如何。

（答）御役人様御揃ニハ相成居候へ共水野丹後殿・木村三郎殿ハ人望有レ人ニ付、非常之御英断を以御赦免御登用御座候ハゝ国家益御盛ニ可ニ相成一、私薩州〻帰り候翌日半田門吉〻右願度相談仕候ニ付、至極可レ宜と申談候義ハ御座候。

一、斬奸之咄ハ少しも不レ承候。

（答）是ハ決而承り候義無二御座一、私義ハ大坂御屋舗ニ而御引渡後[45]ハ格別他江交り候義無二御座一、酒井伝次郎抔と交り候迄ニ御座候。

一、和泉ハ右之咄之承知いたし候義共ニハ無レ之哉。

（答）是ハ如何ニ御座候哉、定而不レ存義と相心得申候。

一、右人才挙之願和泉江相談いたし候義ハ無レ之哉。

（答）右号泣して可二願立一と申義和泉江申聞候処、同人ゟ是ハ不レ宜、右様之事ハ何遍も上書等いたし十分尽し候上之事ニ無レ之而ハ不レ宜候間、四五日相待候様申聞候義も御座候。

一、右願連中誰々候哉。

（答）私覚居丈ケハ佐田素一郎殿・加藤常吉殿・浅田[46]節三郎殿・村井多喜弥殿・鶴田[47]陶司殿・門吉・英蔵・伝次郎・羊三郎・倹太郎抔[48]水田連中之外亡命連中ハ大躰加り居候義と相心得申候。

一、伝次郎同道木村政次郎江罷越候義ハ無レ之候哉。

（答）是ハ政次郎殿監物様被レ参御逢ニ相成候と申義承り候間、其咄尋ニ伝次郎同道罷越候而、丹後殿・三郎殿御赦免願之義相咄候処、政次郎殿返答ニ是ハどふも三郎ハ自身叔父ニ付此願ニハ何分加りかたき事と被二申答一候迄ニ御座候。

一、政次郎方江監物殿之咄し承リニ罷越候心得如何。

（答）何そ含有レ之参り候義ニハ無二御座一、監物様之御心躰如何之御模様ニ御座候哉、承り度と之存意ニ而参り候義ニ御座候。

一、政次郎ゟ監物殿と逢候而之咄を同人ゟ相咄候哉。

（答）土台政次郎殿ゟ昨年亡命いたし候咄聞度候間参リ呉候様兼而被ニ申聞一置候故、右監物様之咄聞旁罷越候へ共監物様江面会之咄ハ聢と咄ニも相成不レ申義ニ御座候。

一、板垣鉄太郎方江参り候義ハ無レ之哉。

（答）亡命之罪御赦免ニ相成候砌、伝次郎同道罷越申候。其節ハ亡命仕逃隠れ仕候咄抔と致し候迄ニ御座候。

一、早川[49]与一郎ハ兼而心易候哉。

（答）是ハ去春亡命連中同盟ニ付心易御座候。

一、此節願之一条与一郎江咄合候哉。

（答）私ゟ直ニ咄し候哉聢と覚不レ申候。

一、右願出候日限迄も談し置候義ニハ無レ之哉。

（答）四月六日と申義門吉ゟ歟申聞候義と［　］申候。薩州江参り候前ハ右願之咄も承り不レ申候。

一、門吉ハ是非可ニ願取一筈と相心得候旨申出居候。其通リニ候哉。

（答）成程玄関江推参号泣して願立、尻引いたし候もの有レ候ハヽ可ニ打果一と申談たる義ハ御座候。

〆

江頭種八

一、此節之一条尋候義有レ之、一体人才取用之義申談候義ハ無レ之哉。

（答）未タ決居候事ハ無ニ御座一咄合仕候迄ニ御座候。

一、監物殿出京中取斗向疑心多国家之為ニ不ニ相成一故、斬奸之取斗致し候歟又ハ退職と申義咄合候義ハ無レ之哉。

（答）斬奸之義申談候義ハ勿論承リ候義も無ニ御座一候。尤先月廿八・九日頃門吉方江姉川英蔵・黒岩種吉同道罷越候処、佐田素一郎殿・加藤[50]常太郎殿被ニ参居一、ヶ様之願致候義如何と被ニ申聞一［　］国家之御為ニ相成候義ニ候ハヽ相加

り申候と相答申候。

一、右斬奸之咄承り候義可レ有レ之。

（答）如何様之証拠有レ之候事歟私ハ存不レ申、又軽卒之身分ニ付奸物抔と申様成義相弁候義も無二御座一候。後レ而門吉江逢候処願之事ハ諸説紛々ニ而取〆候義無レ之と相咄申候。

一、斬奸会と申義ハ門吉抔ハ風聞承リ候義有レ之、其方ハ如何。

（答）風聞も承り居不レ申候。

一、右願立之都合如何申談候哉。

（答）号泣して願立不レ申而ハ不二相成一と申迄ニ而、最初ハ主膳様江願出候筈ニ極り居候処、後ニハ監物様江打替り候迄ニ御座候。

一、右相談致候義、人柄ニ対し一体之義陳し居候事ニハ無レ之哉。

（答）何そ相包居候義毛頭無二御無一候。

一、其方心易キ人ハ誰々ニ候哉。

（答）三村四郎兄弟三人、橋本道達ハ竹馬之友□ハ近来心易相成、素一郎殿・常吉殿ハ□而初而出逢、英蔵ハ去年来心易相成、酒井伝次郎ハ御赦免後心易相成、原道太とハ両三度出会、黒岩種吉ハ已前ゟ心易御座候。亡命連中之内ハ右道太・中垣倹太郎・荒巻羊三郎共心易御座候。

一、早川与一郎ハ如何。

（答）与一郎殿・本庄叶殿ハ御親兵被二仰付一候ゟ出会仕候。菊四郎ハ当所囲江這入候節ゟ心易相成申候。

一、和泉ハ心易候哉。

（答）和泉ハ心易と申程之義も無二御座一、主馬ハ一両度出会仕候義御座候。

一、人才取用ひ之如何之義心得ニ而相はまり候哉。

（答）両人衆ハ能人才之様ニ承り居候へハ、宜敷人多キ方御上之御為ニ可ニ相成一と心得候義ニ御座候。

註

（1）久留米藩執政有馬主膳。

（2）久留米藩主有馬頼咸の滞京中、有馬監物に対する尊攘派側の評判が香しくなかったことをいうのであろう。

（3）大姦・中姦・小姦のいいであろう。

（4）四月六日の選抜により親兵となったが、八日に免ぜられている。

（5）右に同じ。

（6）黒岩道一。先手足軽、池尻葛譚門下。文久三年親兵となり上京、一〇月帰国後慶応三年一一月まで幽囚となる。明治二四年没六〇歳。

（7）不詳。

（8）不詳。

（9）不詳。

（10）不詳。

（11）水野正芳、淡水と号し久留米藩参政でまた歌人。明治二年没七七歳。なおその養嗣子水野正剛（のち応変隊長となり明治二年行方不明）も通称を又蔵という。

（12）木原貞亮であろう。久留米荘島出身で幕末期志士として活動、維新後諸公職を歴任し明治三六年没七〇歳。

（13）不詳。

（14）井上元春、のち通称達也、三潴郡津福村（久留米市）神官・志士。のち福島県へ移住する。明治二四年没六一歳。

（15）不詳。

（16）不詳。

(17) 荒巻貞刀、山梔窩における和泉の門人。文久二年二月脱藩上京後幽閉をへて親兵となる。翌年大和天誅組挙兵に参加して捕えられ元治元年京都獄中に殺される。二四歳、追贈従五位。
(18) 姉川英蔵。
(19) 中村水城。三井郡国分村（久留米市）に居住し船曳鉄門々下の歌人で門人多かった。明治四一年没七一歳。
(20) 未詳。
(21) 樋口真幸、安井息軒に学び明善堂教官となる。明治三一年没六四歳。
(22) 過激派グループの意味か。
(23) 池尻葛覃(茂左衛門)。樺島石梁・松崎慊堂に学び明善堂教官となる。文久二年七月藩命により上京、公卿・薩長土三藩間に周旋、一一月三条実美・姉小路公知の江戸下向に随従、この年和泉らが捕囚に会うや解囚に奔走、上京して学習院御用掛となったが八・一八政変のため帰藩幽囚となり明治元年二月ようやく許される。明治一一年没七七歳、追贈正四位。
(24) 蔵人所衆結城筑後守秀伴。公武合体派公卿排撃の〝四奸二嬪〟排斥運動に従事。
(25) 喜多村吉高、明治二年今井栄ら佐幕派九名の一人として自刃を命ぜられる。五〇歳。
(26) 園田忠綱。文久二年脱藩上京し和泉らの解囚を奏請。文久三年二月学習院より「報国尽忠」の褒辞を受ける。八・一八政変後帰藩し囚獄され慶応三年に至る。明治二五年没六九歳。
(27) 久留米藩一〇代藩主有馬頼永夫人晴子、島津斉宣女。
(28) 久留米市筑邦町。
(29) 久留米市野中町。
(30) 馬淵貢(直道)、藩参政。
(31) 水野正名、嘉永大獄に和泉らとともに幽囚せられ文久三年に至る。同年六月上京学習院御用掛となり、八・一八政変後は三条実美に随従。明治二年久留米藩大参事となったが同四年いわゆる藩難事件の責任を負い除族、終身禁錮となり翌年青森監獄に没す、五〇歳。
(32) 木村重任。和泉・水野らとともに久留米藩尊攘派の中心的人物。嘉永大獄で謹慎となり文久三年に至る。同年上京学習院御用掛となったが八・一八政変後帰藩再び幽囚に処せられ慶応三年に至る。維新後諸官職、高良神社宮司等歴任、明治一七年没六八歳。
(33) 佐田伯茅（素一郎）。

(34) 加藤常吉。
(35) 水野丹後および木村三郎。
(36) 園田三津二。
(37) 大原重徳？
(38) 久留米藩主有馬頼咸。
(39) 現福岡県大川市若津。
(40) 不明。
(41) 脱藩をいう。
(42) 大川市風浪宮。
(43) いづれも不明。
(44) 不明。
(45) 前年（文久二年）四月寺田屋の変後久留米藩へ引渡されたことをさす。
(46) 文久三年四月六日いったん親兵に選抜されたが、同八日免ぜられた五名の一人。
(47) 鶴田孝良。久留米藩士、和泉の門人。文久二年脱藩上京し寺田屋の変で送還、翌年親兵に選抜されたが八・一八政変後天誅組に参加、とらえられ元治元年二月京都の獄中で殺される。二五歳。贈従五位。
(48) 半田門吉・姉川英蔵・酒井伝次郎・荒巻羊三郎・中垣健太郎、いずれも和泉の門人。
(49) 久留米藩士。文久三年親兵。八・一八政変後禁錮五年、維新後公職歴任。明治四一年没七三歳。
(50) 加藤常吉のあやまりであろう。
(51) 不明。
(52) 不明。